

岐阜県地域猫活動支援事業について

地域猫とは

地域猫とは、飼い主のいない猫の中で、生活環境の保全及び動物愛護の精神に基づき、地域住民の合意のもと、繁殖制限、餌やり、糞尿の処理、猫の識別など地域のルールに基づき地域社会と共生する猫のことです。

地域猫活動は、飼い主のいない猫に起因するトラブルの軽減、繁殖による猫の増加などを防止し、地域住民による適正な管理のもと、一代限りの寿命をまっとうさせてその数を減らしていくことを目的とした住民活動です。地域のボランティアさんの協力を得ながら実施することもあります。

地域猫活動支援事業とは

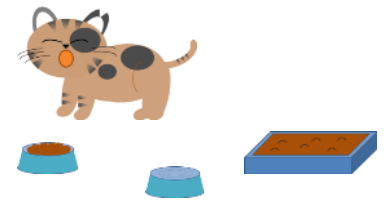
- ・ 地域猫活動を行おうとする団体から、県内各保健所に活動計画書等の届出があった場合に、不妊去勢手術を無料で実施して猫をお返しします。（届出に必要な書類は下記のとおりです）
- ・ 活動を始めるにあたり、地域住民の合意形成に必要な事業説明や、啓発資料を提供します。
- ・ 手術の対象となる猫を保護するための猫保護器の貸し出しを行います。

地域猫活動団体とは

自治会、町内会等の地域団体やマンションの住民によって構成される管理組合等、一定数の住民により構成される地域猫活動を主体的に行う団体のことです。

地域猫活動団体は、下記の役割を担います。

- 1 地域猫活動の地域住民への周知
- 2 地域猫活動に関する地域住民の合意形成
- 3 地域猫の適正な飼養、苦情処理に関すること
- 4 地域猫の不妊去勢手術のための捕獲、移送に関すること
- 5 地域猫の新たな所有者を探す活動
- 6 猫の適正な飼養についての普及啓発活動



届出書類

地域猫活動をはじめようとする団体の方は、次の書類を作成して**管轄地域の保健所**に提出してください。

- (1) 地域猫活動計画書（様式1号）
- (2) 地域猫の特徴等を記した猫台帳（様式第2号の1） ※猫の写真添付
- (3) 活動地域の見取り図・餌場、トイレの設置場所等の図面（様式第3号） ※トイレ等の写真添付
- (4) 地域住民への周知、啓発に使用した資料の写し

他地域からの猫の移入などにより当初提出した猫台帳に記載がない猫の手術を申請する場合は、猫台帳（追加）（様式第2号の2）を提出してください。

活動計画書等を作成するにあたり、次のことについて自治会内で取り決めしてください。

- ・ 地域住民等へ活動内容について回覧などにより周知すること
- ・ 地域猫とする猫の特定（飼い猫と飼い主のいない猫を区別し、対象の猫を決めます）
- ・ 猫を管理していくための役割分担とルール作り（猫の数の把握方法、餌やり、トイレの管理）

上記の書類を届出した団体の方で、不妊去勢手術の実施申請する場合は、不妊去勢手術申請書（様式第4号の1）を作成して**動物愛護センター**に提出してください。

※東濃圏域の団体の方が、不妊去勢手術の実施申請する場合は、県の指定する東濃圏域の動物病院でも不妊去勢手術を実施できます（予算範囲内の頭数）。

詳しくは、実施場所を管轄する保健所（東濃保健所又は恵那保健所）にお問い合わせください。

各種申請書の様式は県公式ホームページからダウンロードできます。

地域猫活動については、管轄地域の保健所にご相談ください。

地域猫活動の手続きの流れ(動物愛護センターで不妊去勢手術実施)

地域での合意形成

地域住民で飼い主のいない猫対策について話し合い、地域猫活動の趣旨を理解してもらいます。

自治会主体で活動の実施を決定

活動計画書の作成

地域猫活動の届出に必要な書類を作成します。
・地域猫活動計画書、猫台帳その他添付書類
(自治会長等団体の長の方の署名が必要です)

不妊去勢手術のため、対象の猫を保護

不妊去勢手術申請書を提出します。

手術が必要な猫を保護し、動物愛護センターに搬送します。

※手術の申請可能期間は、計画書受理後1年間です。
※猫の搬入日、返還日について事前に動物愛護センターと日程調整が必要です。

猫の返還

活動団体に猫を戻します。(団体が引き取り)

活動団体を中心に猫を地域で管理

トイレの設置、餌やり
捨て猫の防止

保健所の活動状況調査に協力

地域猫として管理している頭数
猫に関する苦情の有無
県の支援(不妊去勢手術)継続希望の有無 など

※県の支援継続を希望する場合は、新たに届出書類(1)～(4)を提出してください。

助言

保健所

※啓発資料の提供、希望があれば役員会等で説明します。

届出

保健所

書類審査、受理

猫搬入

動物愛護センター

※希望がある場合はセンターから猫保護器を貸し出します。(貸出申請)

猫返還

不妊去勢手術の実施 (無料)

手術済みであることを識別するため、耳の先をV字型にカットします。

状況調査

保健所

※計画書受理から1年後に代表の方に活動状況をお伺いします。その後も継続的に状況をお伺いすることがあります。